

家族経営協定通信

令和5年3月発行第16号編集/発行郡山市農業委員会

家族経営協定の見直しは必要ありませんか?

家族経営協定は締結して終わりではありません。 現状と会わない部分は見直して、必要があれば家族 経営協定の『再締結』を行います。

ご家族で新たに就農される方、経営を委譲して経 営主が変更になる方や、家庭環境の変化で介護や育 児が必要になるなど、皆さんを取り巻く環境が変化 した時が『再締結』のタイミングです。

再締結のご相談は地区の農業委員や農地利用最適化 推進委員または、農業委員会事務局で随時受け付けて おります。

お気軽にご相談ください。



農業者年金に加入しませんか?

農業者年金は、年間60日以上農業に従事する方のうち、国民年金の第1号被保険者(保険料納付免除者を除く)で、20歳以上65歳未満の方であれば、どなたでも加入することができます。 さらに、家族経営協定を締結しているなど、一定の要件を満たす農業者に対して、保険料の国 庫補助(政策支援加入)が設けられています!

最長20年間 保険料の国庫補助が 受けられます! 国庫補助額も 自分の年金として 受け取れます!

国庫補助額は 最高216万円! 最長20年間、保険料の国庫補助が受けられます(月額最大1万円) 保険料の国庫補助が受けられる期間は、以下のとおりです。

*35歳未満 … 要件を満たしている通算20年間

*35歳以上 … 10年以内

国庫補助の要件や農業者年金制度の詳細についてご質問や ご相談がある場合は、お気軽にお問合せください♪ (問い合わせ先)

農業委員、推進委員、JA各支店、農業委員会事務局



『経営移譲』について考えてみませんか?

農業経営に必要な農業資産の分割を防止するためには、経営権や資産について、計画的に 移譲していくことが重要です。農業における経営資産は多岐にわたります。

資産を贈与により移譲する場合の税制を一部紹介します。

なお、詳細等については、最寄りの税務署へお問い合わせください。

暦年課税

1年間に贈与を受けた財産の合計額をもとに、贈与税額を計算するものです。

(計算方法)

- ① 贈与を受けた財産の合計額 基礎控除額(110万円) = 課税価格(ア)
- ② (ア) × 税率 控除額 = **税額**

※税率、控除額は(ア)の額によって変わります。

相続時精算課税

贈与を受けたときに、特別控除額及び一定の税率で贈与税を計算し、贈与者が亡くなったときに相続税で精算するものです。

<注意>一度この課税方法を選択すると、その後、同じ贈与者からの贈与について「暦年課税」へ変更することができませんので、ご注意ください!

(計算方法)

1年間(1月1日~12月31日)に贈与をうけた財産の合計額(課税価格)…(ア)

{ (ア) - 2,500万円 (特別控除額) } × 20% = **税額**

※前年以前にこの特別控除を適用した場合は、 その金額を控除した残額。

令和4年度「農業経営改善セミナー」を開催しました

令和5年2月1日(水)郡山市役所特別会議室において、 農業経営の安定化及び持続可能な地域農業の発展を目的に農 業経営改善セミナーを開催しました。

第1部では、株式会社コンセプト・ヴィレッジ 代表取締役 馬場 大治 様から「自社のブランド化に向けた"ものさし"の創り方」と題し、生活者がモノ・サービスを購入するまでに辿る思考プロセスなどについて、ご講演いただきました。

第2部では、税理士法人三部会計事務所 税理士 大野 純 様から「農業者のためのインボイス制度」と題し、今年 10月から始まるインボイス制度の概要や、農業者が導入した場合のメリットとデメリット、簡易課税制度などについて、ご講演をいただきました。

集まった約80名の参加者は、真剣な様子で耳を傾けていました。



